



市民税申告書

令和8年度分 市民税 県民税

(事務所・事業所又は家屋敷分)

税理士名 電話番号						
※お問い合わせ番号						
業種又は職業						
電話番号						
生年月日		確定申告をした税務署名				
年	月	日	年	月	日	税務署
8						

※印の欄は記載しないでください。

(宛先)		現住所			業種又は職業			
名古屋市		1月1日現在の住所			電話番号			
市税事務所長提出年月日		フリガナ			生年月日		確定申告をした税務署名	
年	月	日	氏名		年	月	日	税務署
8								

事務所・家事事業所敷	1月1日現在の所在地	名古屋市 区		
	屋号又は名称			電話番号
	区分 <small>該当するものに○をつけてください。</small>	事務所・事業所(店舗、工場等)・家屋敷	使用を開始(廃止)した月日	令和7年 月 日 開始廃止
(令和7年中に使用を開始(廃止)した場合は記入してください。)				

3 本人該当事項

あなたが該当するときに○をつけてください。

障害者・未成年者	
寡婦(死別・離婚・生死不明・未帰還)・ひとり親	

4 扶養親族等に関する事項

同一生計配偶者	氏名	生年月日	続柄
		明・大・昭 平・令	.
控除対象扶養親族		明・大・昭 平・令	.
		明・大・昭 平・令	.
16歳未満の扶養親族		平・令	.
		平・令	.
		平・令	.

5 納付金額の特定支出控除

特定支出金額の合計額	1702	円
------------	------	---

6 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年月日	続柄	特別障害者に該当する場合
	明・大・昭 平・令	.	級度

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

※処理欄	コード	△								
寡婦	本	表内E								
<table border="1"> <tr> <td>コード</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table>				コード	△		
コード	△									
.....								
<table border="1"> <tr> <td>コード</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table>				コード	△		
コード	△									
.....								
特・普・併				お問い合わせ番号						
									

7 事業・不動産・配当所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額等
		円	円	円

8 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

9 総合譲渡・一時所得等の所得金額に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
	円	円	円	円	円

◎ 事務所・事業所又は家屋敷に対する市民税・県民税の課税について

令和8年1月1日に名古屋市内に事務所・事業所又は家屋敷(以下「事務所等」といいます。)を有する方で、その事務所等の所在する区に住所のない方は、市民税・県民税の均等割額が課税されます。
なお、事務所等は、自己の所有のもののみに限らず、借りているものについても該当します。

◎ 申告書を提出する必要のある方

上記の事務所等を有する方については、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出された場合であっても、この申告書を提出してください。令和7年中に廃業された方も、提出していただきますようお願いします。

◎ 記帳・帳簿等の保存制度について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
なお、所得税の確定申告書を提出する必要がない方も対象となります。

◎ 市税事務所のご案内

事務所等が所在する区	担当する市税事務所	電話番号	所在地
千種区・東区	栄市税事務所 市民税課	959-3303	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)
中区・守山区		959-3304	
北区・名東区		959-3323	
西区	本陣市税事務所 市民税課	433-4021	〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)
中村区・港区		433-4022	
中川区		433-4023	
熱田区・天白区	金山市税事務所 市民税課	324-9804	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)
昭和区・南区		324-9805	
瑞穂区・緑区		324-9828	

※ 市税事務所へお越しになる方へ

市税事務所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

なお、障がいのある方などには駐車スペースをご案内しますので、ご連絡ください。

栄市税事務所のあるNHK名古屋放送センタービル内には、無料の来客用駐車場はありませんので、ご注意ください。